

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について (変異株等による感染拡大を受けた注意喚起について)

新型コロナウイルス感染症に関しては、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、8月2日から緊急事態措置区域については、東京都、沖縄県に加え、新たに埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の4府県が、まん延防止等重点措置区域については、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県の5道府県が追加されました。さらに本日、隣県である福島県をはじめ、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県の8県がまん延防止等重点措置の対象となりました。

こうした全国的な感染拡大の影響は、本県でも例外ではなく、7月31日以降、新規感染者が二桁台で確認されており、本日は33名となるなど、急速に感染が拡大しております。学校においても、高等学校でクラスターが確認されたほか、家庭内感染等から複数の感染が確認されていること、更に県内においても感染力が極めて強い変異株の感染が多数確認されていることから、危機感を持って対応することが必要です。

つきましては、県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和3年7月5日付け高教第366号にて通知しているところですが、県立高校及び特別支援学校に対し、下記により適切に対応するよう通知するとともに、小中学校についても市町村教育委員会に対し同様の対応を依頼しております。

記

マスクは不織布製が望ましいが、身体的な理由等により不織布製またはマスクそのものの着用が困難な生徒は、マスク着用以外の方法で予防対策を講じるなど配慮すること。(令和3年7月5日通知Ⅱ1 (1)③ウ「マスク等の着用について」参照)

### 1 感染予防対策の一層の徹底について

#### (1) 基本的な感染防止対策について

感染力が極めて強いデルタ株などの変異株を厳重に警戒し、マスクは不織布製とすることや、こまめな手洗い、消毒、三密の回避、換気の励行など基本的な感染防止対策をこれまで以上に徹底すること。

なお、連日、熱中症警戒アラートが発表され、熱中症の危険性も極めて高くなっていることから屋外での活動や運動の際は、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクを外すなど熱中症対策にも留意すること。

#### (2) 健康観察について

- ・ 風邪症状等をはじめ、腹痛や下痢、倦怠感など体調に変化があった場合は、夏季休業期間中の各種活動への参加は控え、医療機関を受診するよう改めて生徒に指導すること。

また、同居の家族に風邪症状等がみられる者がいる場合も、同様に登校等を控えるよう促すこと。併せて家庭に対しても協力を依頼すること。

- ・ 体調不良の把握の遅れが校内の感染拡大につながった事例もあったことから、夏季休業期間中の各種活動においても活動開始前の症状の有無の確認や体温測定等を徹底すること。

#### (3) 会食等について

- ・ マスクを外しての会話・会食が最大の感染リスクとの指摘があることから、特に注意し、食事は、少人数・短時間、マスクを外して会話をしないなどの感染防止対策について指導すること。

- ・ 学校内外での各種活動への参加前後に生徒が複数人集まり、飲食した際に感染したと考えられる事例があったことから、複数人での飲食は控えるよう生徒へ指導すること。
- ・ 部活動などの学校関係の保護者の集まり等、学校管理下外においても、学校運営への影響を考慮し、大人数での会食を避けるよう協力を呼びかけること。

## 2 部活動等における感染が多い地域との往来について

- ・ 感染が多い地域\*との往来は控えること。ただし、上位大会につながる大会等への参加に限り、感染が多い地域との往来を可能とする。往来が必要な場合でも、訪問先では、基本的な感染防止対策を徹底し、会食は控えること。
- ・ 県外（特に感染が多い地域）からの来県者との会食は控えること。
- ・ 感染が多い地域以外の地域についても県外との往来は慎重に判断すること。

※ 政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の10万人あたりの陽性者数が15人以上（政府のステージⅢの指標）となっている地域、その他、地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域

## 3 その他

- ・ 夏季休業中やお盆等の期間の過ごし方について、県境をまたぐ移動は可能な限り控えることやマスクを外しての会話・会食を避けることなど、生徒及び教職員に基本的な感染防止対策の徹底を周知すること。
- ・ 新学期における各種学校行事等については感染状況に応じた開催方法を検討・準備を進めておくこと。

### 【問い合わせ先】

〈高等学校に関すること〉	高校教育課	TEL 023-630-3067、3106
〈特別支援学校に関すること〉	特別支援教育課	TEL 023-630-3346
〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉	スポーツ保健課	TEL 023-630-2562
〈小中学校に関すること〉	義務教育課	TEL 023-630-3416
〈教職員に関すること〉	教職員課	TEL 023-630-2563